

三木市記者発表資料 (令和5年3月28日発表)		
担当部課名	担当長	電話番号
新型コロナウイルス対策本部事務局	総合政策部危機管理課長 山本隆之 健康福祉部健康増進課長 後藤洋子 ワクチン接種対策室長 岩瀬文彦	0794-82-2000 (内線 2430) (内線 715-101) (内線 715-121)

タイトル
<b>新型コロナウイルス感染症に対する市の対応について</b> ～令和5年4月1日以降の対応～
内容
新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針の改定を踏まえ、学校等におけるマスクの着用について、以下のとおり決定しました。
<b>1 期 間</b> 4月1日(土)～5月7日(日) (今後の感染者の状況により変更する場合があります。)
<b>2 市の感染症対策について</b> 基本的な感染症対策(3密の回避、手指消毒、身体的距離の確保、効果的な換気、パーテーション設置、自宅での検温、食事時の会話の自粛等)は継続したうえで、マスクの着用等については次のとおりとする。 (1) 公共施設・社会教育施設等(継続) 施設内でのマスクの着用は基本的に個人の判断に委ねる。 (2) 学校園・児童センター・吉川児童館 令和5年4月1日以降の学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とするとともに、場面に応じた感染対策を適切に講じます。(別紙「マスク着用の考え方」のとおり) (3) 職員(継続) ①執務中のマスクの着用は職員の主体的な判断に委ねる。ただし、次の場合はマスクを着用するものとする。 ・屋内・屋外に関わらず窓口業務等で市民と直接会話をする場合 ・公用車を2名以上で利用する場合 ・身体的距離(2m以上)の確保ができない会議、研修会等へ参加する場合 ・高齢者や基礎疾患を有する方、妊婦などの重症化リスクの高い方が利用する施設(医療機関や高齢者施設等)へ訪問等をする場合 ②感染防止対策として実施している「職員のテレワーク兵庫を用いた在宅勤務の取組」、「職員の時差出勤の取組」について継続して取組む。
セールスポイント
保護者の皆さまに、学校におけるマスク着用の考え方を見直しについて周知するとともに、登校前の検温等の体調管理など、引き続き「家庭や学校内に持ち込まない、広げない」を基本に、学校と連携した感染対策をお願いします。